

誓 約 書

温泉法第 15 条第 2 項の各号に該当しない者であることを
誓約します。

住所

氏名

⑩

温泉法抜粋

(温泉の利用の許可)

第 15 条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第 3 1 条第 1 項（第 3 号および第 4 号に係る部分に限る）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であって、その役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの